

自衛官法（人事院に相当する  
代償機関を含む）が、  
なぜ必要不可欠なのか

光田 隆至 陸自64

## 1 この問題を提起する経緯

隊友会を主体とした4団体による政  
策提言は、防衛省、自民党、公明党等  
に対し毎年実施されてきた。その中に、  
年度により表現内容に変わりはあるも  
の「隊員の処遇の改善施策」として、  
令和元年度の提言によれば、「自衛官  
の職務に鑑み、給与制度や処遇に関す  
る保障機能として、人事院に相当する  
機関及び国家公務員法に相当する自衛  
隊員法（仮称）の新設」を要望してい

るが、提言する4団体には、これが実  
現される可能性があるのかを改めて伺  
いたいところである。というのは、こ  
のような提言は、筆者が現職自衛官の  
頃から毎年実施されてきたにもかか  
わらず、未だ実現されていないからで  
ある。

しかも、提言相手先には、特別職の  
給与制度を所掌し、実質的な査定機関  
である内閣官房及び内閣人事局が入っ  
ていないからである。

また提言書が、その基礎となる自衛  
隊法第64条（団体の結成等の禁止）が  
憲法第28条（勤労者の団結及び団体行

動権）を一切禁止しているにもかかわ  
らず、何らの保障措置も講じていない  
法的欠陥の現状を全く指摘していない  
からである。要するに自衛隊法は、「隊  
員の処遇の施策」に関しては、天下の  
悪法であるという認識があるにして  
も、この事実を提言できる意欲は、残  
念ながら隊友会にも他の3団体にもな  
いと思われるのである。したがって筆  
者は、現在までの提言を防衛省内局は  
実現する意向はなく、聞きおく程度で  
あったものと判断し、実現する可能性  
がないと断定したので、4団体に対し  
て提言の実現の可能性があるのかと、  
問い質したわけである。

これに対し一般職では、国家公務員  
法により団体の結成が認められ、団体  
交渉権も基本的には認められており、  
同盟罷業、怠業等の争議行為が認めら  
れていないだけであるが、その制約の  
代償機関として同じ国家公務員法に  
よって人事院が設置されているのであ  
る。更にいえば、組織自身が給与を決  
定できる同じ特別職である国会職員に  
は国会職員法があり、裁判所職員には  
裁判所職員臨時措置法があるのに対  
し、内閣に所属する防衛省職員には自  
衛隊発足以来今日に至るまで職員法が  
ないのは、一般職だけでなく他の特別  
職と比較しても、大きな不利益を被っ  
てきたのは、明らかである。

には、「この法律は、自衛隊の任務、  
自衛隊の部隊の組織及び編成、自衛隊  
の行動及び権限、隊員の身分取扱等を  
定めることを目的とする」としている  
が、隊員の身分取扱が職員法ではなく  
自衛隊法で示されるのは、明らかに異  
質である。本来他の特別職の職員と同  
様に自衛官法（人事院に相当する代償  
機関を含む、以下同じ）でもって必要  
な事項を明示すべきであるが、全く機  
能していないのが防衛省内局なのであ  
る。

提言では、自衛隊員法（仮称）とし  
ているが、敢えて自衛官法にしたのは、  
自衛官を除く隊員（以下、事務官等と  
いう）は少数であり、しかもその職務  
の本質からいえば他の省庁の一般職の  
職員と同じであり、事務官等に必要な  
事項は、国家公務員法の該当する条項  
を準用すれば保障できるので、自衛官  
と異質の職務を取って同じ法律で示す  
必要性はないと判断したからである。

しかもその具体的な例も、裁判所職  
員臨時措置法にあるからである。

そのため自衛隊員法としても、構成  
する条項のほとんどは自衛官に関する  
ことになるのが予期できることと、い  
わゆる「軍人法」に当たる「自衛官法」  
として独立した法律とした方が望まし  
いからである。また自衛官法は、現在  
の自衛隊法の「隊員の身分取扱」の条  
項は、これを有効に活用し、更に内容

を充実したものにすることになると考  
えている。これまで述べれば、自衛官  
の処遇は、自衛官法がないため、「自  
衛官の階級・官職が一般職に比して、  
ほぼ一ランク下の職務格付にされてい  
る」のが、かねてからそれを主張する  
筆者の論証からも納得できるとも  
に、差別の常態が継続しているのは明  
らかである。

40年余の昔、筆者が内局人事教育局  
人事第3課に勤務した時代に、警察庁  
長官は、カウンターパートである人事  
院事務総長に対し、警察官の処遇改善  
に関する要望書を提出されていたので  
ある。これに対し、組織の相違はある  
が、自衛官の処遇改善に関し内局と陸  
海・空幕との間が、一体として機能し  
てきたかは極めて疑問である。筆者が  
内局勤務になったときは、長年にわ  
たつていた自衛官の処遇改善を主体に  
した防衛庁給与制度等研究会が終了  
し、防衛庁長官に答申書が提出される  
時期であったが、当時の防衛庁は総理  
府の外局であったこともあり、答申内  
容も後退に次ぐ後退であつて、自衛官  
のための処遇改善の内容は、かなりダ  
ウンしたのものになつたと聞いていたか  
らである。

要するに、警察庁と警視庁・道府県  
警察の警察官は一体であるが、防衛庁  
内局・背広組と陸・海・空幕・制服組  
は水と油の関係であつて一体ではな

く、「自衛官の処遇改善は防衛庁内局  
の担当では遅々として進まないものだ  
な」と、同じ内局勤務の非力の陸・海・  
空の自衛官同士で口惜しく思ったもの  
である。

更にいえば、自衛官を除く職員(事  
務官等)は既にこの当時では、一般職  
と同じ処遇が定着しており、それは2  
年余の勤務間を通じて実態においても  
気配からも感じとれるところであつた  
のである。

## 2 将来の我が国有事の事態において 危惧すること

自衛隊の最大の任務は、いうまでも  
なく我が国有事の際に、侵略する敵を  
撃破し平和と安全を回復することにあ  
る。このためには、自衛隊が持てる戦力  
を遺憾なく發揮できるように物心両面  
での防衛体制が万全でなければならぬ。  
しかしながら、前に述べたように物  
心両面のうち、肝心の心に当たる人的  
防衛力が重大な欠陥を有しながらも、  
ほとんどの国民も政治家も自衛官も、  
それに気づいてはいないし、抜本的に  
改善しようとする気配すら感じられな  
い。

したがつて、自衛官法の設置がないま  
ま我が国有事の事態が生じた場合に  
は、この問題からくる弱点が顕在化し、  
敵に最大限に利用され、宣伝・謀略戦  
が必ず展開されることを予告したい。

友好国家においても敵性国家におい  
ても、我が国の安全保障上、防衛上の  
特性、特に自衛隊の機能上の特性(利  
点及び欠点)に関しては、最大の関心  
事であり、中でも自衛隊の戦力發揮の  
低下に重大な影響を及ぼす欠点・弱点  
の把握のため情報の収集に最大限の努  
力が傾注されるのはいうまでもない。

その点では近年安全保障関連法が整  
備されたことは、喜ぶべきところであ  
るが、既に述べたように、自衛官の処  
遇に大きな欠点・弱点があり、しかも  
それが秘密事項ではない法令で表わさ  
れているため容易に把握できることか  
ら、敵性国家は既に入手し情報として  
整備されていると判断するのが至当で  
ある。

しかもその情報は平時には表わすこ  
とはなく、有事の事態において突如と  
して大々的に表わしてくるのは、必然の  
活動であると予知しなければならぬ。  
例えば隣国の中国は、宣伝戦、謀略  
戦に優れており、現在においても我が  
国に比し有利に情報を活用しているの  
は、周知のとおりである。

しかもこの中国は、わが国固有の領土  
である尖閣諸島においては、日常茶飯事  
に領海侵犯を繰り返しており、最も警  
戒すべき敵性国家であるといえよう。  
しかも既に述べたように、自衛官の  
給与制度の致命的欠陥があるまま我が  
国有事の事態が生じた場合には、敵

はこの致命的欠陥を突いて大々的に宣  
伝戦、謀略戦を展開するのは必至であ  
り、何も知らない国民も政治家も自衛  
官もお互いに疑心暗鬼に陥り、敵の思  
う壺の分断離間工作は、間違ひなく成  
功するであろう。虚偽ではなく事実を  
使用しているだけなので、国民も政治  
家も自衛官も、これには反論できない  
からである。

その対象別の諸工作は、次のように  
なるであろう。

◎国民に対して…自衛官の処遇の実態  
の無知・無理解を説く。

◎政治家に対して…自衛官の処遇施策  
の軽視・欠陥の実態を説く。

◎自衛官に対し…国民、国家のために  
命を賭ける価値がないとして説く。

・国民、国家のため命を賭ける職務の  
特性に見合う処遇をしなかつた報い  
は、国内では問題にもならないかもし  
れないが、いざ有事の事態には、敵の  
利用により手痛い報いを受けること  
になり、国家存亡の危機に陥る事態を  
国民も政治家も覚悟しておくべきであ  
る。なお政治家以外では、自衛官の処遇の  
実質的な査定組織である防衛省内局及  
び内閣人事局の歴代の担当者の実質的  
な責任が最も重いことを忘れてはなら  
ないので、記録して残すものである。